附　則

1　第一条及び第七条並びに別表の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　前項の改正規定は、平成二十二年四月一日以降の援助事業利用申込みに適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

難民認定法律援助基金に関する規則中一部改正公告

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十二年二月十九日

日本弁護士連合会

難民認定法律援助基金に関する規則中一部改正

難民認定法律援助基金に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する」を「掲げる」に改める。

第七条第一項中「委託事業費の基準」を「委託事業費として支出するものは、費用相当分、弁護士報酬相当分とし、その支出の基準」に改め、同条に次の一項を加える。

2　規程第二条第四号に掲げる法律援助に関する調査、研究、研修、広報その他の法律援助の維持発展に必要な活動について支出する事業費及び委託事業費の額は、理事会が承認した額とする。

別表を次のように改める。

別表（第７条第１項関係）

援助内容		費用相当分 ※１、※２ 基準額（消費税込）	費用相当分 ※１、※２ 備考（すべて金額は消費税込。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。）相当分として、次の条件で加算する。）	弁護士報酬相当分 基準額（消費税込）	弁護士報酬相当分 備考（すべて金額は消費税込。以下のとおり加算又は増減を行うことができる。）
法律相談		10,000円	①通訳費用として最初の１時間まで。延長10分毎に1,000円を加算する。 ②通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外とし、１回あたりの上限額は25,000円とする。 ③通訳人の出張が必要なときは、5,000円を加算する。	10,500円	①基準額は１回あたりとする。 ②入管収容施設、空港・海港施設、刑務所・拘置所・留置場・少年院・少年鑑別所、児童福祉施設その他収容場所で法律相談を行うときは、21,000円を加算する。
イ　難民認定申請手続（異議申立て手続、仮滞在その他付随する手続を含む。）	第一次申請手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは5,000円	100,000円を上限とする。	105,000円	①援助の対象となる受任弁護士が２人のときは210,000円とし、３人以上のときは315,000円とすることができる。 ②同一事件につき、第一次申請手続に引き続き受任する場合には、52,500円とする。 ③関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。
	異議申立手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは5,000円	①100,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	105,000円	
ロ　難民該当性に関する訴訟手続（難民不認定取消等及び退去強制令書取消等請求訴訟等）		30,000円 ただし、通訳を要しないときは5,000円	①100,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	210,000円	①援助の対象となる受任弁護士が２人のときは420,000円とし、３人以上のときは630,000円とすることができる。 ②関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。

※１　通訳人の基準は、法律相談における通訳費用と同様とする。

※２　翻訳費用はＡ４サイズ１枚あたり3,000円（消費税込）とする。

附　則

1　第一条及び第七条並びに別表の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　前項の改正規定は、平成二十二年四月一日以降の援助事業利用申込みに適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。